

東吾妻町農業集落排水処理施設で生産される汚泥肥料中の放射性物質について ～令和2年度分～

平成23年6月16日、原子力災害対策本部から「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」が示され、その中で「原料汚泥中の放射性セシウム濃度が200Bq/kg以下の場合については、汚泥肥料の原料として使用できる」という基準が定められました。

また、平成25年9月18日付け農林水産省、消費・安全局からの通知「放射性セシウムを含む汚泥のサンプリング等に係る技術的事項について」より、脱水汚泥の測定を、4～6月、9～11月において2回連続で60Bq/kg以下であればそれより後の測定の必要性は低いと判断し、異常時（気象条件等により土壌などを含む濁水が通常より多量に流入したと考えられる場合）のみに測定する事として良くなりました。

箱島・岡崎地区、岩下・矢倉地区共に、汚泥肥料中の放射性セシウム含有量は基準を大幅に下回る数値となりましたが、現在汚泥肥料の配布は中止しております。

検査結果一覧（汚泥肥料）

単位：Bq/kg

岩下・矢倉	採取日	セシウム134	セシウム137	含水率(%)	セシウム計
	4月16日	不検出	21	25.5	21
	7月2日	不検出	25	18.6	25
	10月8日	不検出	42	25.6	42
	1月14日	不検出	29	41.0	29

単位：Bq/kg

箱島・岡崎	採取日	セシウム134	セシウム137	含水率(%)	セシウム計
	4月15日	不検出	14	34.3	14
	7月1日	不検出	15	28.3	15
	10月7日	不検出	17	30.8	17
	1月13日	不検出	27	24.6	27

試験方法

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー